

株 主 各 位

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

株式会社PLANT

代表取締役社長 三ッ田 勝 規

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成27年12月18日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
株式会社PLANT本社 3階 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 第34期（平成26年9月21日から平成27年9月20日まで）
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.plant-co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年9月21日から
平成27年9月20日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度(自平成26年9月21日 至 平成27年9月20日)におけるわが国経済は、政府、日銀による経済政策及び金融緩和策に伴う円安・株高を背景に大企業を中心に業績の回復が見られたほか、雇用状況の改善により、景気は緩やかな回復基調が見られました。しかしながら、円安に伴う輸入原材料の高騰や中国経済の悪化による世界景気の下振れリスクなどから、今後も依然として不透明な経営環境が続くものと思われまます。小売業界におきましては、都市部においては富裕層による高額品の需要増や、円安を背景とした訪日外国人による消費増が一部では見られるものの、全体的には昨年の消費増税以降は、日々の買い物には慎重で節約志向は依然として根強く、激しい価格競争が続いております。

このような状況のもと、当社では、当事業年度より、大きく二つの取り組みを行ってまいりました。一つ目は、店歴の古い店舗を中心に、外壁の塗り替えや駐車場の改修を実施したほか、一部の大型店においては、従来の売り場を見直し、「キッチン」「収納」「リビング」などに再編いたしました。二つ目は、本部に女性管理職によるトレーナーを、また店舗には接客トレーナーとレジトレーナーを配置し、主に接客の質を向上させ、来店客数のアップに努めてまいりました。

また当社は、昨年9月に兵庫県淡路市に「スーパーセンターPLANT淡路店」を新設いたしました。この結果、当事業年度末の当社店舗は、合計12府県23店舗(休止中1店舗を除く)となっております。

以上の結果、当事業年度における経営成績は、売上高は87,066百万円と前事業年度比5.0%の増加となりました。

利益におきましては、営業利益は2,795百万円(前事業年度比4.1%増)、経常利益は2,863百万円(前事業年度比3.2%増)、当期純利益は1,731百万円(前事業年度比6.0%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額(リース資産を含む)は、479百万円であります。その主なものは、スーパーセンターP L A N T淡路店(平成26年9月21日新設)の開店に伴う設備投資であります。

③ 資金調達の状況

スーパーセンターP L A N T淡路店の開店に伴う設備資金として、金融機関より長期借入金として1,000百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (平成24年9月期)	第 32 期 (平成25年9月期)	第 33 期 (平成26年9月期)	第 34 期 (当事業年度) (平成27年9月期)
売上高(百万円)	80,804	79,516	82,948	87,066
経常利益(百万円)	2,917	2,741	2,774	2,863
当期純利益(百万円)	1,625	1,909	1,633	1,731
1株当たり当期純利益(円)	236.21	239.25	204.76	217.01
総資産(百万円)	37,370	36,065	38,507	39,504
純資産(百万円)	9,639	11,311	12,672	14,202
1株当たり純資産額(円)	1,208.02	1,417.50	1,588.05	1,779.86

(3) 対処すべき課題

①店舗開発の推進

今後成長戦略に舵をきり、売場面積約2,300坪クラス（PLANT-2タイプ）の店舗をスピードをあげて出店してまいります。そのために、開発部員を増員し、出店候補地の情報入手と検討を強化してまいります。

②人材の採用と育成

成長戦略に基づき、新卒・中途採用を問わず、優秀な人材の確保と適性や能力にあった人材の登用を行ってまいります。また、今後の出店に対応するため、店長・副店長・チーフ等を早急に育成するほか、接客トレーナーを通して、接客技術の向上を図ってまいります。

③今後の財務戦略

今後の多店舗展開にかかる出店資金は、金融機関からの借入のみならず、多様化したファイナンススキームを検討してまいります。

(4) 主要な事業内容（平成27年9月20日現在）

当社は、生活必需品の小売販売を行う総合ディスカウントストアを事業としております。衣食住のあらゆる分野にわたり網羅的に生活必需品を取扱うスーパーセンターを中心に、生活雑貨・小物を取り扱うジョイフルストアー及びホームセンターの3業態をもって、地域密着型の営業展開を行っております。

店舗の出店・増床に関しては、売場面積が1,000㎡を超えますと「大規模小売店舗立地法」が適用され、都市計画・交通・地域環境等の観点から規制を受けることとなります。今後の出店を計画している店舗も、同法の規制対象となるため、関係法規の趣旨に則り地元とも調整を図りつつ、店舗展開を進めていく方針であります。

(5) 主要な事業所（平成27年9月20日現在）

① 本社

福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

② 営業所

名	称	所在地
ジョイフルストアー	み っ た 春 江 店	福井県坂井市
ジョイフルストアー	み っ た 丸 岡 店	福井県坂井市
ジョイフルストアー	み っ た み ゆ き 店	福井県福井市
ジョイフルストアー	み っ た 開 発 店	福井県福井市
ホー ム セ ン タ ー	P L A N T - 1 鯖 江 店	福井県鯖江市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 2 坂 井 店	福井県坂井市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 2 上 中 店	福井県三方上中郡若狭町
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 3 津 幡 店	石川県河北郡津幡町
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 3 川 北 店	石川県能美郡川北町
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 3 滑 川 店	富山県滑川市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 3 清 水 店	福井県福井市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 3 福 知 山 店	京都府福知山市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 4 聖 籠 店	新潟県北蒲原郡聖籠町
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 4 大 熊 店	福島県双葉郡大熊町
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 5 見 附 店	新潟県見附市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 5 境 港 店	鳥取県境港市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 5 横 越 店	新潟県新潟市江南区
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 5 大 玉 店	福島県安達郡大玉村
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 5 鏡 野 店	岡山県苫田郡鏡野町
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 5 刈 羽 店	新潟県刈羽郡刈羽村
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T - 6 瑞 穂 店	岐阜県瑞穂市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T 志 摩 店	三重県志摩市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T 善 通 寺 店	香川県善通寺市
ス ー パ ー セ ン タ ー	P L A N T 淡 路 店	兵庫県淡路市

(注) 福島第一原発の事故により帰還困難区域（旧警戒区域）に立地している「P L A N T - 4 大熊店」は現在営業を休止しております。

(6) 従業員の状況 (平成27年9月20日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
620名	21名増	41.0歳	9.5年

(注) 上記従業員数には、パートタイマー1,926名及びアルバイト1,117名は含まれておりません。

(7) 主要な借入先の状況 (平成27年9月20日現在)

借入先	借入金額
株式会社福井銀行	6,091百万円
株式会社三井住友銀行	618
株式会社北越銀行	380
株式会社日本政策投資銀行	375
三井住友信託銀行株式会社	357
株式会社福邦銀行	357
株式会社三菱東京UFJ銀行	275
株式会社りそな銀行	275
株式会社北國銀行	220

2. 株式の状況（平成27年9月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 23,120,000株
 (2) 発行済株式の総数 7,980,000株
 (3) 株主数 2,422名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有限会社ワイ・ティ・エー	2,024,200株	25.37%
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	552,500	6.92
P L A N T 従 業 員 持 株 会	327,000	4.10
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	299,000	3.75
三ッ田 勝 規	200,000	2.51
三ッ田 美 代 子	200,000	2.51
三ッ田 佳 史	200,000	2.51
三ッ田 泰 二	200,000	2.51
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	193,300	2.42
浅 野 守 太 郎	180,000	2.26

（注）持株比率は自己株式（196株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年9月20日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	三ッ田 勝 規	
専務取締役	松 田 恭 和	社長室 部長 兼 管理本部長 兼 本部長
常務取締役	浅 野 守 太 郎	営業本部 兼 営業開発部長 兼 店舗運営部 部長
常務取締役	河 合 寛 政	営業本部ストアプランニング部長
取締役	三ッ田 佳 史	商品本部 ノンフーズ部長
取締役	三ッ田 泰 二	商品本部 食品部長
取締役	堂 前 直 樹	管理本部 経理部長
取締役	朝 倉 啓 充	営業本部 店舗運営部 西日本地区 エリアマネージャー
取締役	島 田 俊 一	営業本部 店舗運営部 東日本地区 エリアマネージャー
取締役	糸魚川 雅 行	管理本部 システム部長
常勤監査役	佐 藤 岩 雄	
監査役	西 川 承	西川公認会計士事務所 所長 福井コンピュータホールディングス株式会社 社 外 監 査 役
監査役	白 崎 利 宗	白崎税理士事務所 所長

- (注) 1. 常務取締役(商品本部長担当)黄倉金一郎氏は、平成27年9月20日をもって辞任により退任いたしました。
2. 監査役のうち西川 承氏及び白崎利宗氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西川 承氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役白崎利宗氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役西川 承氏及び監査役白崎利宗氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係

西川 承氏は、西川公認会計士事務所所長及び福井コルポ・ユタホールディングス株式会社社外監査役を兼務しており、当社と同事務所及び同社の間には取引関係はありません。

白崎利宗氏は、白崎税理士事務所所長を兼務しており、当社と同事務所の間には取引関係はありません。

(3) 社外役員の当該事業年度における活動状況

氏名	地位	主な活動状況
西川 承	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回のうち15回に、また、監査役会15回のうち15回に出席し、西川公認会計士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。
白崎 利宗	社外監査役	当事業年度開催の取締役会15回のうち13回に、また、監査役会15回のうち13回に出席し、白崎税理士事務所所長としての経験等に基づき、審議に関して必要な発言を適宜行っております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社では、従前より社外取締役を選任すべく、当社に相応しい適任者の人選を慎重に検討してまいりました。

当事業年度末日時点では社外取締役を置いておりませんが、平成27年12月18日開催予定の第34期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額としております。

(6) 取締役及び監査役の当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	11名	138百万円	
監査役	3	9	(うち、社外監査役2名、3百万円)
合計	14	148	(うち、社外役員2名、3百万円)

- (注) 1. 上記には、平成27年9月20日をもって辞任により退任した取締役1名を含んでおりません。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成9年12月19日開催の第16期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

(注) 当社は会社法に基づく監査に対する報酬等の額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分することが困難なため、公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役は、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に監査の遂行に支障を来たす事由が生じたと認められる場合又は当社に監査契約を継続しがたい合理的な事由が生じた場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(内部統制システム構築に関する基本方針)

(1) 取締役・使用人の職務の執行が「法令」及び「定款」に適合することを確保するための体制

当社は、企業の「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を全従業員に継続的に伝達することにより、法令や社会規範の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、総務部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。

監査役及び内部監査室は連携して、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理についての総括責任者に、総務部担当取締役を任命する。取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」に定め、これに従い当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、整理保存する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

「文書取扱規程」及び「情報システム管理規程」並びに関連規程は、必要に応じて適時見直し改善を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

代表取締役は社長室長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、各部門の担当取締役と共に、カテゴリ毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」・「販売管理規程」・「安全衛生委員会に関する規則」等に加え、必要な「リスク管理規程」・「食品衛生管理規程」を制定している。

特に、「リスク管理規程」の中で設置した「中央リスク管理委員会」（委員長は社長室長が兼務する）では、当社として可能性のある、経済状況、価格競争、商品調達力、法的規制、市場リスク、重要訴訟、災害、環境及び情報管理等のリスクを、リスク毎に対応部門を定め、各部門においてはリスク管理責任者の指示の下、リスク管理のために必要かつ適正な体制（「マニュアル」や「ガイドライン」等）を整備している。万が一、上記各リスクが発生した場合には、「中央リスク管理委員会」の委員長の指揮監督の下、それぞれの対応部門のリスク管理責任者は直ちに、損害の発生を最小限に止めるための必要かつ適正な対応を取ることにした。

監査役及び内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、必要に応じて、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、総務部担当取締役を、取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命し、「中期経営計画」及び「年次経営計画」に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督する。各部門担当取締役は、経営計画に基づき、各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。総括責任者はその遂行状況を各部門担当取締役に、取締役会において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析と、その改善を図っていく。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室は、監査役から「監査役監査基準」に基づく監査役職務の補助要請を受けた際、監査役との協議により、要望事項の内部監査を実施し、その結果を監査役に報告する。この場合、当該内部監査室員は、監査役の指揮命令に基づき内部監査を実施するものとし、取締役の指示命令系統から外れる。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、次の事項を「法令」及び「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等社内規程に基づき、監査役に報告するものとする。

- ① 当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ② 不正行為や重要な法令並びに定款に対する違反行為を認知した事項
- ③ 取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項
- ④ 重要な各部門の月次報告、重要な会計方針・会計基準及びその変更事項
- ⑤ 内部監査の実施状況、その他必要な各部門の重要事項

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。

また、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室及び顧問弁護士・会計監査人と緊密な連携を保ちながら、自らの監査成果の達成を図る。

(7) 前記(6)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な取扱いを行わない旨等を規定する「内部通報者保護規程」を制定している。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価すると共に維持・改善を図る。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、地域住民の生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力には、役員及び従業員も一体となって組織的に対応する。もって不当要求を毅然たる態度で拒絶すると共に、当社の持続的な健全経営を確保する。

その整備状況として「企業の行動規範」に反社会的勢力の排除、「従業員のコンプライアンス・マニュアル」に反社会的行為への関与の禁止等を規定化している。また、総務部を主幹部署とし、各種情報収集、社内各部門からの対応の指導、警察及び顧問弁護士等との連携等を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を15回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施すると共に、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査年度計画書に基づき、当社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

内部統制に関する内部監査年度計画書に基づき内部統制評価を実施しております。

貸借対照表

(平成27年9月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,955	流動負債	12,363
現金及び預金	9,348	支払手形	662
売掛金	445	電子記録債務	788
リース投資資産	21	買掛金	6,075
商貯蔵品	7,363	1年内返済予定の長期借入金	1,691
貯蔵品	14	リース債務	194
繰延税金資産	264	未払金	473
その他	497	未払費用	878
固定資産	21,549	未払法人税等	588
有形固定資産	16,188	賞与引当金	461
建物	19,932	リース資産減損勘定	14
構築物	2,770	その他	533
機械及び装置	49	固定負債	12,938
車両運搬具	74	長期借入金	7,510
工具器具備品	988	リース債務	635
土地	5,424	退職給付引当金	1,083
リース資産	932	長期未払金	900
減価償却累計額	△13,984	長期預り敷金保証金	506
無形固定資産	1,233	資産除去債務	2,282
借地権	1,168	長期リース資産減損勘定	20
ソフトウェア	60	負債合計	25,301
その他	4	(純資産の部)	
投資その他の資産	4,127	株主資本	14,204
投資有価証券	27	資本金	1,358
リース投資資産	325	資本剰余金	1,518
長期前払費用	86	資本準備金	1,518
繰延税金資産	1,595	利益剰余金	11,327
敷金及び保証金	2,039	利益準備金	257
その他	53	その他利益剰余金	11,069
資産合計	39,504	固定資産圧縮積立金	72
		別途積立金	3,141
		繰越利益剰余金	7,855
		自己株式	△0
		評価・換算差額等	△1
		その他有価証券評価差額金	△1
		純資産合計	14,202
		負債及び純資産合計	39,504

損 益 計 算 書

(平成26年9月21日から
平成27年9月20日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
商 品 売 上 高	86,747	
不 動 産 賃 貸 収 入	318	87,066
売 上 原 価		
商 品 売 上 原 価	69,588	
不 動 産 賃 貸 原 価	60	69,648
売 上 総 利 益		17,417
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,621
営 業 利 益		2,795
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17	
受 取 手 数 料	115	
助 成 金 収 入	56	
そ の 他	54	243
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	152	
そ の 他	23	175
経 常 利 益		2,863
特 別 利 益		
受 取 損 害 賠 償 金	17	17
税 引 前 当 期 純 利 益		2,881
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,048	
法 人 税 等 調 整 額	100	1,149
当 期 純 利 益		1,731

株主資本等変動計算書

(平成26年9月21日から
平成27年9月20日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									評 価 ・ 算 等 差 額	純 資 産 計 合 計		
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 株 已 式 株 資 合 主 本 計	株 資 合 主 本 計			そ の 他 の 証 券 評 価 額 差 額	
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 剰 余 金						益 剰 余 金
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金							
当 期 首 残 高	1,358	1,518	257	71	3,141	6,324	9,794	△0	12,671	0	12,672		
会計方針の変更による累積的影響額						88	88		88		88		
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,358	1,518	257	71	3,141	6,412	9,882	△0	12,760	0	12,760		
当 期 変 動 額													
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加				3		△3	—		—		—		
固定資産圧縮積立金の取崩				△2		2	—		—		—		
剰余金の配当						△287	△287		△287		△287		
当 期 純 利 益						1,731	1,731		1,731		1,731		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										△2	△2		
当期変動額合計	—	—	—	1	—	1,443	1,444	—	1,444	△2	1,442		
当 期 末 残 高	1,358	1,518	257	72	3,141	7,855	11,327	△0	14,204	△1	14,202		

注記事項

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

売価還元法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～39年

② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が、平成20年9月20日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

均等償却

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、過去の支給実績を勘案し、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、発生年度の翌年度に一括費用処理することにしております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段 金利スワップ
ヘッジ対象 借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約毎に金利スワップ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の適用要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
- (6) 収益及び費用の計上基準
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準
リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (7) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が136百万円、繰延税金資産が48百万円それぞれ減少し、繰越利益剰余金が88百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、流動資産の「前払費用」「未収入金」、投資その他の資産の「出資金」「保険積立金」、流動負債の「未払消費税等」「預り金」「前受収益」は区分掲記いたしておりましたが、金額的重要性が乏しく、当事業年度より「その他」に含めることといたしました。なお、当事業年度の流動資産の「その他」に含まれる「前払費用」は104百万円、「未収入金」は389百万円、投資その他の資産の「その他」に含まれる「出資金」は3百万円、「保険積立金」は50百万円、流動負債の「その他」に含まれる「未払消費税等」は422百万円、「預り金」は87百万円、「前受収益」は19百万円であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券	2百万円
リース投資資産	119百万円
計	121百万円

② 担保に係る債務

買掛金	27百万円
長期預り敷金保証金	108百万円
計	136百万円

(2) 財務制限条項

「1年内返済予定の長期借入金」及び「長期借入金」のうち7,300百万円については、財務制限条項が付されており、下記のいずれかの条項に抵触した場合、当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

(イ) 各事業年度の第2四半期会計期間及び決算期の末日における貸借対照表の純資産の部の金額を、直前の決算期の75%以上に維持すること。

(ロ) 各事業年度の決算期における損益計算書において、2期連続して営業損失、経常損失又は税引後当期純損失を計上しないこと。

5. 損益計算書に関する注記

受取損害賠償金

受取損害賠償金は、福島第一原発の事故により被ったPLANT-4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力(株)より支払い及び提示を受けた賠償額を計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	7,980,000株	—	—	7,980,000株
合計	7,980,000株	—	—	7,980,000株
自己株式				
普通株式	196株	—	—	196株
合計	196株	—	—	196株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年12月18日 定時株主総会	普通株式	143百万円	18円	平成26年9月20日	平成26年12月19日
平成27年4月30日 取締役会	普通株式	143百万円	18円	平成27年3月20日	平成27年5月15日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの次のとおり決議を予定しています。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 定時株主総会	普通株式	143百万円	利益剰余金	18円	平成27年9月20日	平成27年12月21日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	46百万円
長期未払金	288百万円
退職給付引当金	347百万円
賞与引当金	151百万円
減価償却超過額	665百万円
資産除去債務	731百万円
その他	196百万円
繰延税金資産小計	2,427百万円
評価性引当額	△232百万円
繰延税金資産合計	2,194百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△34百万円
建物（資産除去債務）	△300百万円
繰延税金負債合計	△334百万円
繰延税金資産の純額	1,860百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年9月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年9月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%になります。

なお、この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は185百万円減少し、法人税等調整額が185百万円、その他有価証券評価差額金が0百万円それぞれ増加しております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建 物	130百万円	40百万円	89百万円	－百万円

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

1年内	150百万円
1年超	22百万円
合計	37百万円

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、新たな事業投資に備え、余資については主に流動性・安全性を重視した金融商品で運用を行っております。また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握し市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃借に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、必要に応じて経理部でモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行及び管理については、取引権限を定めたデリバティブ管理規程に従っております。

営業債務や借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当社では、月次で資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
現 金 及 び 預 金	9,348百万円	9,348百万円	－百万円
投 資 有 価 証 券	27	27	－
敷 金 及 び 保 証 金	2,039	1,874	△164
支 払 手 形	662	662	－
電 子 記 録 債 務	788	788	－
買 掛 金	6,075	6,075	－
長 期 借 入 金 (1年内返済予定を含む)	9,202	9,226	24
デ リ バ テ ィ ブ 取 引	－	－	－

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。なお、有価証券は其他有価証券として保有しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローを国債利回り等の適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

支払手形、電子記録債務、買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

変動金利によるものは、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,779.86円
(2) 1株当たり当期純利益	217.01円

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月11日

株式会社 P L A N T

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 由 水 雅 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社P L A N Tの平成26年9月21日から平成27年9月20日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年9月21日から平成27年9月20日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月13日

株式会社P L A N T 監査役会

常勤監査役 佐藤 岩 雄 ㊟

監査役 西川 承 ㊟

監査役 白崎 利宗 ㊟

(注) 監査役西川 承及び監査役白崎利宗は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第34期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、第34期は中間配当18円を実施しており、年間配当は36円となります。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき18円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は143,636,472円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年12月21日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結できる会社社員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役以外の監査役についても、その期待できる役割を十分に発揮できるように、当社定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）について所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>
(監査役の責任免除) 第40条 (条文省略) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令の限度額とする。	(監査役の責任免除) 第40条 (現行どおり) 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u>

第3号議案 取締役2名選任の件

コーポレートガバナンスの一層の充実、強化を図るため取締役2名を増員することとし、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株数
1	やまだ じゅんじ 山田 准司 (昭和46年6月4日)	平成6年4月 株式会社福井銀行入行 平成21年6月 同行、営業グループ 平成27年7月 同行、経営企画グループ経営企画チーム 平成27年10月 当社入社、経営企画室マネージャー(現任)	0株
2	いち はし のぶ かつ 市橋 信孝 (昭和29年8月29日)	昭和53年4月 平和相互銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成15年4月 福井順化商事株式会社入社、専務取締役 平成17年5月 株式会社ユアーズホテル福井入社、取締役 平成18年6月 同社、代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ユアーズホテル代表取締役社長	0株

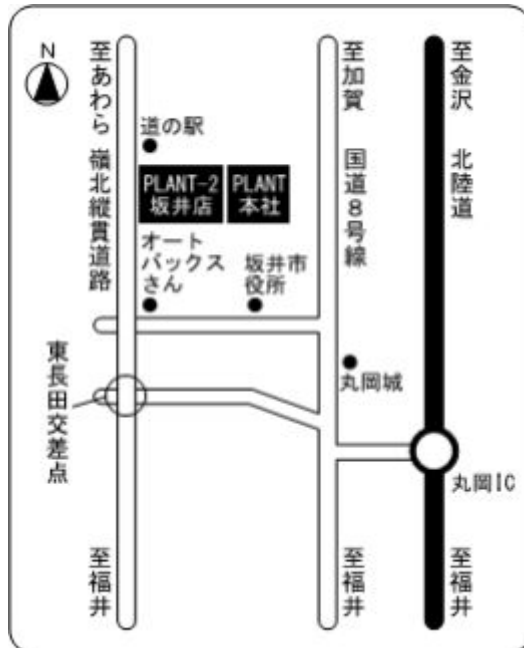
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 市橋信孝氏は社外取締役候補者であります。なお、市橋信孝氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 市橋信孝氏を社外取締役候補者とした理由は、金融及びサービス業界等幅広い分野での勤務並びに企業経営者としての実績により、豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験と見識を活かし、当社の経営に対する監督機能の強化や経営全般にわたる有益なご助言をいただけるものとして選任いたしました。
4. 当社は、社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるよう定款第30条において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより市橋信孝氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額としております。

以上

会場ご案内図

株式会社 **PLANT** 本社

☎919-0521 福井県坂井市坂井町下新庄15号 8 番地の 1
T E L (0776) 72-0300(代)



J R ご利用の場合

北陸本線「芦原温泉駅」よりタクシーで約15分